

平成22年7月20日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年7月2日から平成22年7月8日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/07/20)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年7月2日～7月8日受付分

(単位:件)

| 組 織 名 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 計 |
|------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 大臣官房 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 医政局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 健康局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 医薬食品局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 食品安全部 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 労働基準局 | 48 | 44 | 3 | 0 | 0 | 95 |
| 職業安定局 | 174 | 117 | 17 | 0 | 2 | 310 |
| 職業能力開発局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雇用均等・児童家庭局 | 5 | 10 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 社会・援護局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害保健福祉部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 老健局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保険局 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 年金局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 政策統括官 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 229 | 178 | 21 | 0 | 2 | 430 |

国民の皆様の声の内訳

| | |
|--------------------------|-----|
| 政策・制度立案への提言 | 67 |
| 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 247 |
| 法令遵守違反に関するもの | 2 |
| その他 | 114 |

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|--------|--|
| 局課(室)名 | 大臣官房地方課 |
| 照会先 | 課長補佐 河西 直人(内線:7254) 室長補佐 主藤 秀幸(内線:7271) 企画第二係長 川村 寛(内線:7250) |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|----|
| | 1件 | 4件 | 0件 | 0件 | 0件 | 5件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 0件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む) | 1件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 4件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内容 | 対応 | |
|----|--|----|--|
| | | 分類 | 概要 |
| 1 | 庁舎内の冷房が弱く、事務室が暑く、極めて不快である。 | | 事務室内の温度が29度を超過していましたが、庁舎内のエアコン能力が低く、これ以上事務室内を冷やすことが出来ないことをご説明しました。 |
| 2 | 会社の対応に問題があるにもかかわらず、強制力を持たないあっせん制度は、何の役にも立たないのでないか。 | | あっせん制度について、法規定の概要及び趣旨、本制度の解決事例等を交え説明し、ご理解を求めました。 |
| 3 | 6月29日に公表された「東北厚生局における情報公開法に基づく開示文書に関する調査結果等について」、非違行為を行った職員等に対する処分について、処分が甘いのではないか。(同趣旨 他2件) | | 処分量定については、非違行為の態様等を考慮し、厳正に行っているが、貴重な御意見として承る旨説明しました。 |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|---------|---|
| 部局(課室)名 | 健康局 |
| 照会先 | 健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077) |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|----|
| | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 1件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 0件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 0件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|--|-----|--|
| | | 分類 | 概 要 |
| 1 | <p>新聞報道(中日新聞平成21年8月6日記事)によると、神奈川県など一部の自治体は、原爆被爆者2世の方に対して医療費支援を行っているが、愛知県では、同様の取組みを行っていない。同じ原爆被爆者2世に対して、自治体単位で取扱いが異なるのは不平等であるため、法律等の制定により、全国一律な取扱いとなるようお願いしたい。</p> <p>また、自分の意見を、副大臣または政務官に届けていただき、見解について回答願いたい。</p> | | <p>貴重なご意見としてお伺いするとともに、内容については厚生労働省本省に伝えさせていただくと回答し、御了解いただきました。</p> |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|--------|---|
| 局課(室)名 | 食安全部企画情報課 |
| 照会先 | 総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326) |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|----|
| | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 2件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 0件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 1件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 1件 |

(国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|---|-----|--|
| | | 分類: | 概 要 |
| 1 | 厚生局が主催で実施を予定している、夏休みジュニア食品衛生教室の参加募集の案内を見て午前9時頃に電話をしたが既に先着順で埋まっていた、役所は9時に始まると思っていたため驚いた。受付の開始・終了時刻や受付総数等の状況について情報提供してほしい。また問い合わせ時の職員の電話対応が不快なものであった。以上の内容の封書が匿名で届けられました。 | | 本件に関しては開庁時間である午前8時30分より受付を開始し、9時には募集枠が埋まり、それ以降に申込をされた方には大変ご迷惑をおかけしました。今回ご指摘をいただいた内容を参考とさせて頂き、今後よりよい事業を企画するよう検討してまいります。また懇切丁寧な電話対応については職員に周知徹底を図りました。 |
| 2 | 匿名の電話にて、ゆうパックの遅配について食品等の傷みが考えられるが、厚生局として郵便局への立入等の対応はされないのか？また、郵便局の配達で、冷蔵のものは保冷車ではなく保冷パックで運ばれているように思われるが、食品衛生法上の温度管理はしっかりできているのか？今回のことについて国土交通省などの他省庁が対応されていると思うが、厚生労働省としても対応してほしい。また、厚生局から厚生労働省へ要望として連絡してほしい(折り返しの連絡は不要)。 | | 当局では郵便局への立入等の対応はしていない旨、配達時の温度管理については当該事業主様へご確認いただきたい旨ご説明しました。ご要望につきましては貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨ご説明しました。 |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年7月2日～7月8日受付分

| | |
|---------|--|
| 部局(課室)名 | 労働基準局 |
| 照会先 | 総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582) |

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|------|------|-----|-----|-----|------|
| | 48 件 | 44 件 | 3 件 | 0 件 | 0 件 | 95 件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 18 件 |
|---------------------|--------------------------|------|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 41 件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0 件 |
| | その他 | 36 件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|---|-----|--|
| | | 分類 | 概 要 |
| 1 | タクシー運転手に対して、改善基準を定めて、その範囲内で勤務させているため、もっと働きたいのに働けず、結果として低い所得になっている。 一方で、個人タクシーは、改善基準に関係なく運転しており、その点で不公平である。 | | 「個人タクシー」とは違い、会社に所属するタクシー運転手は労働基準法上の労働者であること、改善基準の目的は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることであることを説明し、ご理解を求めました。 |
| 2 | 営業職など、事業場外で働いている労働者については、労働時間の算定ができないため、労働時間に関する規制から除外してほしい。 | | 「みなし労働時間制」について説明を行いました。ただし、事業場外勤務であっても、使用者の指揮監督が及ぶ場合(携帯電話等で常に指示を受ける場合、事業場外であっても、その勤務内容が指示通りであり、勤務完了したら事業場に戻ってくる場合)は、みなし労働時間制の適用されないことについても説明し、ご理解を求めました。 |
| 3 | 零細企業の労働者は、低賃金で長時間労働を行っており、事業主から安易に労働条件が切り下げられている傾向にある。 労働基準監督署において調査の上、行政指導を行ってほしい。 | | 日頃から、できる限り多くの事業場に対して監督指導を実施し、法定労働条件の履行確保に努めていることを説明するとともに、事業場に対する監督指導は、他の申告、相談と調整しながら計画的に行っていることを説明いたしました。 |
| 4 | 突然、労働基準監督官が来て監督だと言われた。事前の連絡もなく来られても対応できない。 | | 事業場に対する臨検監督等については、法定の労働条件の履行確保のために事業所のありのままの姿を確認させていただくことが必要であることを説明し、ご理解を求めました。 |
| 5 | 労働保険年度更新受付会場で待たされた。もっとスムーズに対応する方法を考えた方がいい。 | | たくさんの方が来訪されるため、すぐに職員が対応できないこと、今後は長時間お待ちいただくことの無いよう、受付体制の改善を検討することを説明し、ご理解いただきました。 |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|---|-----|--|
| | | 分類 | 概 要 |
| 6 | <p>監督署以外の年度更新の受付会場の住所について知りたく、申告書が入っていた同封の問い合わせ先の監督署へ電話したが、「よく分かりません。」と言われた。</p> <p>問合せ電話番号にかけたのだから、どの職員が電話に出ても対応できるように職員に説明を行なっておくべきである。</p> | | <p>対応した職員が年度更新集合受付会場の場所を直ちに説明できなかったことから、問い合わせに対する確に回答できるよう徹底する旨指示することを説明し、ご理解を求めました。</p> |
| 7 | <p>金融機関へ労働保険料の納付とあわせて申告書を提出したが、申告書を受け取ってもらえなかった。</p> <p>どのような指導を行っているのか。</p> | | <p>金融機関に対し、労働保険料の納付の際は、申告書も同時に受領することについて協力依頼の徹底を行う旨説明し、ご理解を求めました。</p> |
| 8 | <p>ある健診機関に労働者の健診を申し込んだところ、実施項目は昨年までと一緒に、胸部X線検査を全員実施すると言われた。規則の改正があったと聞いていますが、実態は変わらないのか。</p> | | <p>X線検査の省略が可能な場合とは「医師が必要でない」と認めるときであることなど改正された省略基準についてご説明するとともに、行政として、X線検査の省略基準について引き続き関係者への周知に努めたい旨ご返答しました。</p> |
| 9 | <p>労働者の業務災害について労災保険を使用すると、保険料が上がることになる。このように労災保険を使用すると事業者にも不利益になるのはおかしい。</p> | | <p>労災保険給付額の多少に応じ、労災保険料を増減させ、労働災害防止の取り組みへのインセンティブを高めるためのメリット制度の趣旨を説明し、ご理解いただきました。</p> |
| 10 | <p>「労働密度が薄い場合等の業務内容に応じた最低賃金額を規定する」、「減額特例制度について、65歳以上の労働者にも特別にも適用を認める」等により、現行の最低賃金制度の枠組みを見直すべきではないか。</p> | | <p>現行においても、要件を満たせば、断続的労働に従事する労働者には減額特例許可が認められる制度となっていることなどを説明し、ご理解いただきました。</p> |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|---------|---|
| 部局(課室)名 | 職業安定局 |
| 照会先 | 中央職業安定監察官 石原保仁(内線5653) 中央職業安定監察官 宮野 修(内線5654) (直通:03-3502-5352) |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 地方自治体 | 合計 |
|--------------------|------|------|-----|-----|-----|-------|------|
| | 174件 | 117件 | 17件 | 0件 | 2件 | 0件 | 310件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 40件 |
|---------------------|--------------------------|------|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む) | 195件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 2件 |
| | その他 | 73件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内容 | 対応 | |
|----|---|----|---|
| | | 分類 | 概要 |
| 1 | ハローワークの求人について、年齢、性別を記載してほしい。 | | 雇用対策法及び男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集・採用に当たっては、原則として年齢制限を禁止するとともに、また、性別による差別も禁止している旨をご説明しました。併せて、違法な疑いのある求人に対しては指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。 |
| 2 | 希望する求人がないので、求人情報を増やしてほしい。 | | 現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。引き続き求人確保のため努力する旨ご説明し、ご理解いただきました。 |
| 3 | 職業訓練の申込み等について、丁寧に教えてもらい、助かりました。ありがとうございました。 | | いただいたご意見については、該当ハローワーク内で情報共有を図るとともに、全職員の励みとし、引き続き利用者サービスの向上に努めてまいります。 |
| 4 | 自己都合で離職した場合、失業給付に3か月間給付制限がかかり、すぐに受給できない。生活に支障を来すため、この制度を見直すべきだ。 | | 雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。 |
| 5 | 応募しても書類選考で不採用となってしまう。面接で自己アピールできる場を設けていただきたい。 | | 履歴書等の書類選考だけでは応募者の適性や能力を多面的に判断することが困難なことなどから、ハローワークの求人受理の窓口等においては、できる限り面接選考を実施していただけるようお願いしております。今後も、求人者の方に対しては、書類選考から面接選考への切り替えを要請していく旨ご説明し、ご理解いただきました。 |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|---|-----|---|
| | | 分類 | 概 要 |
| 6 | ハローワークにおける名刺の配布については、経費の無駄遣いである。 | | ハローワークにおける名刺配布は、職業相談等において、利用者の方から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせることができるよう、サービス改善の一環として、実施することとしたものです。 |
| 7 | 労働者派遣法に係る専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての解釈を明確にしてほしい。 | | 平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容を説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご案内し、ご理解いただきました。 |
| 8 | ハローワークの庁舎内が暑いので、クーラーの設定温度を低くしてほしい。 | | ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。 |
| 9 | 事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。不採用の場合は、速やかに出してもらえるように事業所に対して指導してもらいたい。 | | 採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明し、ご理解いただきました。 |
| 10 | 採用された企業から、必ず雇用保険に加入してもらおうと説明された。加入・非加入について、働く本人が選択できないのは、おかしい。 | | 雇用保険制度への加入・非加入は任意ではなく、一定の要件に該当すれば必ず被保険者にならなければならない皆保険の制度である旨ご説明し、ご理解いただきました。 |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|---------|---|
| 部局(課室)名 | 雇用均等・児童家庭局 |
| 照会先 | 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762 |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|-----|----|-----|-----|-----|
| | 5件 | 10件 | 0件 | 0件 | 0件 | 15件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 7件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 8件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 0件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内容 | 対応 | |
|----|---|----|---|
| | | 分類 | 概要 |
| 1 | 男性のポジティブ・アクションができないのは、逆差別であり、男女雇用機会均等法を改正すべきである。 | | 男女雇用機会均等法の趣旨を説明いたしました。 |
| 2 | 前に相談した際、紛争解決援助の対象外である旨を説明されたが、説明が難しく理解できなかった。説明対応が事務的であった。 | | 以前の相談の際は集団的労使紛争中であったため、紛争解決援助の対象外であると説明したことを改めて説明し、固い説明となったことについては、お詫び申しあげました。 |
| 3 | 雇用均等室が行う報告徴収(訪問調査)について、当事業場は昨年度も調査対象となっているが、調査しやすい事業場を選定しているのではないかと、他に調査すべき事業場があるのではないかと、調査依頼の文章内容が高圧的である。調査相手によって内容を変えるべきではないかと。 | | 当室では男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等複数の法律を所掌しており、各法律に基づく報告徴収の趣旨について説明し、ご理解を得ました。また、文章内容については、貴重なご意見として承りました。 |
| 4 | 中小企業子育て支援助成金は、法が事業主に義務化したものを対象としていること、早期に育児休業等を与えた事業主ではなく、それまで法を遵守しなかった可能性が高い事業主を支給対象としており、制度上問題がある。 | | 制度の趣旨や内容を説明し、ご理解を得ました。 |
| 5 | 中小企業に仕事と育児の両立支援対策、少子化対策を求めるに当たり、軽減税率等のインセンティブを設けるべきである。 | | 貴重なご意見として承りました。 |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|---|-----|---|
| | | 分類 | 概 要 |
| 6 | 中小企業にとって、育児休業等を与えることは、負担が大きい。予算のばら撒きではなく、税の軽減等事業主への有効な支援策をお願いしたい。 | | 貴重なご意見として承りました。 |
| 7 | 「改正育児・介護休業法のあらまし」パンフレットの特例対象期間に係る説明文がわかりづらい。 | | 貴重なご意見として承るとともに、実例を示しつつ説明を行い、内容に関してはご理解をいただきました。 |
| 8 | 電話相談している最中に、電話の向こうで対応している職員以外の職員の笑い声が聞こえるのは不快であり、職員の勤務態度として如何か？執務中の私語は控えるべきであり、マナーに反している。 | | 不快感を与えてしまったことをおわびしました。室長から職員に対して、勤務中のマナーについて徹底するよう注意しました。 |
| 9 | 改正育児介護休業法の説明会がいつも定員オーバーになっている。需要が多ければ、広い会場を確保すべきではないか。 | | 広い会場を確保することが難しい旨おわびし、ご理解を得ました。改正育児・介護休業法の資料をお送りしました。 |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|---------|-----------------------|
| 部局(課室)名 | 保険局 |
| 照会先 | 総務課 成松課長補佐(内線3216) |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|----|
| | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 1件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む) | 1件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 0件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内 容 | 対 応 | |
|----|--|--------|--|
| | | 分類 | 概 要 |
| 1 | ヘルニアの治療中の患者より、鍼灸院での針治療について、医師の同意を条件とせずに保険の対象として欲しいとのこと。 | ① ④ | 鍼灸院での針治療については、医師の同意書がある場合に限り保険の対象となることを説明し、ご意見については厚生労働本省へ報告する旨をお伝えしました。 |
| 2 | 自分は事業主であり被用者保険に加入している。保険医療機関を受診したいが、事業があるため平日は利用できない。 (1)保険医療機関(診療所)は土日に休診のところが多く、多くのサラリーマンは平日の診療が受けられない。国民皆保険制度である以上、全被保険者が平等に平日や土日に関わらず保険医療機関を利用できる仕組みを作ってほしい。 (2)18時以降や土曜日に診療所にて診療を受けたところ、料金を多く請求された。これは時間外の加算であるが、国民皆保険制度の下で18時以降や休日に加算が付くのは不公平である。医療費の抑制が求められる社会情勢であり、このような加算は廃止すべきである。 (3)診療所に受診後、薬局では調剤基本料や薬剤服用歴管理指導料や薬剤情報提供料等を請求された。薬局は医師の処方箋に基づき調剤を行っているだけで、このような料金が請求されるのは不合理であり、医療費抑制の観点からも廃止すべきである。 | ① ④ | 時間外加算や調剤報酬の制度について説明し、ご意見は本省に報告させていただき旨をお伝えしました。 |
| 3 | | | |
| 4 | | | |

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

| | |
|---------|--|
| 部局(課室)名 | 年金局 |
| 照会先 | 年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111 |

平成22年7月2日～7月8日受付分

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 来訪 | 電話 | 手紙 | FAX | メール | 合計 |
|--------------------|----|----|----|-----|-----|----|
| | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | 政策・制度立案への提言 | 1件 |
|---------------------|--------------------------|----|
| | 制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む) | 0件 |
| | 法令遵守違反に関するもの | 0件 |
| | その他 | 0件 |

(主な国民の皆様の声)

| 項番 | 内容 | 対応 | |
|----|--|----|---|
| | | 分類 | 概要 |
| 1 | 現在、2級の障害基礎年金を受給中であり、昨年10月に障害の程度が重くなったとし改定請求したところが、審査の結果、2級のままであった。そして今年6月、卒倒により障害の程度が重くなったとして市役所に相談したところ、額改定の請求は「障害の程度の審査を受けた日から1年を経過した日」を過ぎないとできないとの説明があった。 額改定を請求できない期間を設定するのは納得できず、障害の程度に応じた年金を支給すべきであり、見直してほしい。 | | 障害の状態が変化しているか否かについては、障害の状態を確認した日から一定期間が経過していなければ、医学的にも確認することが困難であることから、障害年金受給権者に診断書の提出を求める期間について、傷病に応じて1年から5年のサイクルを設けているところです。 額改定請求においても、同様に障害の状態から変化しているかについて確認するためには一定期間の経過が必要であることから、障害基礎年金については国民年金法第34条3項の規定により、額改定請求日から1年を経過した日以後から再請求が行えることとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。